

建築規制表

用途地域	防火指定	高さ限度	斜線制限			用途地域	日影規制					用途地域	
			道路	隣地	北側		用途地域	対象建築物	測定面	建築基準法別表第四	適用距離		
											10m以内		10m超
第一種低層住居専用地域	一部準防火地域あり ※注2	10m	1.25L	規制なし	5m +1.25Ln	第一種低層住居専用地域	軒高7m超 又は 地上3階以上	1.5m	(1)	3時間	2時間	第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	準防火	指定なし		20m +1.25Lm	日影規制区域内のため規制なし	第一種中高層住居専用地域	高さ10m超	4.0m	(2)	4時間	2.5時間	第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域						第二種中高層住居専用地域							
第一種住居地域						第一種住居地域							
第二種住居地域	防火	指定なし		1.5L	31m +2.5Lm	規制なし	第二種住居地域	高さ10m超	4.0m	(2)	5時間	3時間	第二種住居地域
近隣商業地域			近隣商業地域 ※注3				近隣商業地域 ※注3						
商業地域	指定なし	指定なし	1.25L	20m +1.25Lm	規制なし	商業地域	規制なし					商業地域	
準工業地域						準工業地域 ※注3	高さ10m超	4.0m	(2)	5時間	3時間	準工業地域 ※注3	
工業地域						工業地域	規制なし					工業地域	
工業専用地域						工業専用地域	規制なし					工業専用地域	
市街化調整区域		※注1 指定なし	1.25L	20m +1.25Lm		市街化調整区域	※注1 規制なし					市街化調整区域	

L: 前面道路の反対側の境界線までの水平距離

Lm: 隣地境界線までの最小水平距離+当該部分から隣地境界線までの水平距離

Ln: 前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離

※注1 市街化調整区域内の開発許可等に係る建築物については、許可条件等として制限がかかることから、
厚木土木事務所東部センター(0467-79-2800)にご確認ください。

※注2 三井不動産海老名住宅地及び杉久保住宅地が該当します。

※注3 近隣商業地域、準工業地域においては鉄道事業法第2条に規定する鉄道事業の用に供される土地を除きます。
(海老名市中高層建築物の日影に関する条例)